

岩手県告示第398号

岩手県統計調査条例（平成20年岩手県条例第58号）第2条第3項の規定により、平成24年岩手県患者受療行動調査を次のとおり県基幹統計調査として指定した。

平成24年6月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査の目的 県民の傷病及び受療の状況を把握し、医療計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 調査対象の範囲 平成24年4月1日現在において県内に開設する病院及び一般診療所（特定の者を対象とする医務室（自衛隊、企業、特別養護老人ホーム等に設置された医務室をいう。）及び保健所を除く。）（以下「医療機関」という。）について調査を行う。
- 3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 入院患者の性別、生年、疾病分類、使用病床、入院年月日、救急搬入の有無及び患者居住地
 - イ 外来患者の性別、生年、疾病分類、初診・再診の別、初診患者の紹介の状況、救急搬入の有無及び患者居住地
 - ウ 往診又は訪問診療患者の性別、生年、疾病分類、初診・再診の別、初診患者の紹介の状況及び患者居住地
 - (2) 基準となる期日又は期間 平成24年6月6日
- 4 報告を求めるもの 医療機関の管理者（以下「報告義務者」という。）
- 5 報告を求めるために用いる方法 知事が配布する調査票に報告義務者が記入し、提出する郵送調査方式により行う。
- 6 報告を求める期間 平成24年6月6日から同月30日まで